

# 平成18年度第11回庁議 会議録

[日 時] 平成18年11月27日(月) 午前8時30分～午前10時05分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、助役、収入役、教育長及び各部局長  
(経済部長欠席により経済部総括次長が代理出席)

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
  - (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)
- 3 連絡事項
  - (1) 市制70周年記念はがきの販売状況について (企画部)

## 1 市長あいさつ

12月定例会市議会が、明日28日に招集告示、12月5日開会の予定になっております。

先週には会派説明があり、そこで質疑応答があったと思います。また、本日の議題にもなっておりますが、過去の議会において答弁した課題もありますので、各部局、予想される項目等については事前に準備をするなど、責任を持って遺漏のない対応をお願いします。

それでは、議事に入ります。

## 2 議 事

### (1) 市議会定例会提出議案について(関係部局)

市長 市議会定例会提出議案について、建設部から順番に説明をお願いします。

<各部局長が、第5回新居浜市議会定例会議案概要(部局名)に沿ってについて説明>(概要)  
(建設部長)

建設部からは、報告第20号、報告第22号、議案第95号の3件。まず、報告第20号、専決処分報告については、市営住宅滞納家賃の支払等に係る和解についてである。本件は、平成18年8月21日、19件、34名を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起していたが、この内、入居者1名について、本人から滞納家賃等を全額一括支払し、賃貸借契約を従来通り継続させて欲しいとの申出があり、これに基づき訴訟代理人との協議において、住宅を明け渡すか、全額支払いということでの市の基本的な事項が最低確保されたことから、当該訴訟を取り下げることを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成18年9月11日、専決処分をしたものである。

次に、報告第22号、専決処分の報告については、訴訟上の和解についてである。本件についても、報告第20号と同様、平成18年8月21日に市営住宅明渡等請求事件の訴えを提起していたが、この内、入居者6名及び連帯保証人8名について、裁判で審理する中で裁判所から訴訟上の和解の提示があり、専決処分第19号の入居者1名については、平成18年9月27日に滞納家賃等を全額一括支払いし、市営住宅を明渡すというもの、専決処分第17号、専決処分第18号、専決処分第22号、専決処分第23号の入居者4名及び連帯保証人4名については、市営住宅を明渡して滞納家賃は分割支払いするというもの、また専決処分第20号、専決処分第21号の入居者2名及び連帯保証人2名については、滞納家賃を分割支払いし、入居を継続させるというもの、また、専決処分第24号の連帯保証人2名については、滞納家賃を分割支払いするという提示があった。これに基づき訴訟代理人との協議において、住宅を明け渡すか、全額支払いということでの市の基本的な事項が最低確保されたことから、和解に応じたものである。

次に、議案第95号新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について。本市における建築物の日影による高さの制限については、新居浜市建築基準法施行条例第17条において「日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定」として規定している。この日影規制は、住宅地等における日照を確保するため、それぞれの用途地域で中高層建築物が周囲に落とす日影の時間を制限するものであるが、平成16年5月の線引き廃止後、用途地域の指定のない区域にも高層の建築物が数棟建設され、今後同様の高層建築物が増加すると、周辺住宅地等の環境に影響をおよぼすことが懸念されることから、用途地域の指定のない区域を制限の対象区域に加えるものである。日影による中高層の建築物の高さの制限については、それぞれの地域ごとに一定範囲の外に生じる日影の時間を制限するものである。今回、用途の指定のない区域については、建築基準法の別表第4「用途の指定のない区域」の口の(3)(具体的には高さ10mを超える建築物を対象に、敷地境界より5m以上で5時間、10m以上で3時間以上の日影を制限)を指定しており、この条令は、平成19年4月1日から施行したいと考えている。

(総務部長)

総務部からは、報告第21号、議案第87号、議案第90号及び追加提出予定の人事議案について。まず、報告第21号専決処分の報告については、損害賠償の額の決定についてである。本件は、平成18年8月25日午後3時30分頃、第3平尾墓園駐車場において、水道の止水点検の作業中、公用車を移動させるため後進した際、駐車中の小型自動車に接触し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、車両の修理に要する費用26万4,915円を損害賠償額と決定し、平成18年9月28日、専決処分をしたものである。なお、損害賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。

次に、議案第87号愛媛地方税滞納整理機構規約の変更について。地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、収入役制度が見直され、収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととなる他、吏員制度が廃止され、吏員とその他の職員の区分を廃止することとなる。このため、地方自治法で規定されている一部事務組合である「愛媛地方税滞納整理機構」についても、同法の規定が準用されることから、規約の一部を変更する必要が生じたため、

議会の議決を求めるものである。変更内容としては、規約第5条第2項及び第9条第1項の「収入役」を「会計管理者」に、第12条の「吏員その他の職員」を「職員」に改める他、関連する条項等について所要の条文整備を行なおうとするものである。この規約の変更については、県内全ての市町の議会に上程され、議決を経て、県知事の許可に付するという手順になっており、平成19年4月1日から施行する予定としている。

次に、議案第90号新居浜市副市長定数条例の制定について。平成18年6月に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、市町村の助役に代えて、副市町村長を置き、その定数は条例で定めるものとされたことから、本市においても、改正後の地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を定めようとするもので、今回の改正は、地方分権の推進に伴い変化する地方公共団体の役割や責任に対し、組織運営面における自主性・自律性の拡大を図りながら、各地方公共団体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるようにするものである。本市の副市長の定数については、地方公共団体の組織及び運営の合理化が図られるようにとされていること、及び、人口、組織の規模等を勘案して、1人にしたいと考えている。なお、この条例は平成19年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している人事議案について。今回、追加提出を予定している人事議案は、いずれも任期満了に伴うもので、「新居浜市教育委員会の委員の任命について」、「新居浜市公平委員会の委員の選任について」、「新居浜市助役の選任について」の3件である。

(教育委員会事務局長)

教育委員会からは、報告第23号専決処分の報告について。本件は、平成18年7月12日午後1時2分頃、事務連絡のため広瀬歴史記念館から本庁へ移動中の公用車が、御蔵町の市道岡久保中筋線と市道中萩角野線との交差点を徐行しながら東進しようとした際、北進してきた軽自動車に衝突し、双方の車両が損傷した事故について相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものである。和解の内容としては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用6万9,820円のうち70%に相当する額4万8,874円を支払い、相手方は新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用16万4,540円のうち30%に相当する額4万9,362円を支払いすることとしたものである。なお、当該賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から支払われる予定となっている。日ごろから交通事故を起こさないよう指導しているところであるが、今後とも、運転マナー及び運転技術の向上に努め、安全運転を心がけるよう厳しく指導してまいりたい。

(企画部長)

企画部からは、議案第86号、議案第92号、議案97号～議案第102号の8件。まず、議案第86号新居浜・西条地区広域市町村圏事務組規約の変更について。今回の規約の変更は、1点目として、新居浜、西条両市で負担している「休日、夜間における救急医療体制整備費取扱いに関する事務に要する経費の分賦割合」を変更するもので、現行の分賦割合が経費の全額について「関係市の人口割」で負担しているものを、変更後は、経費の3分の1については「関係市人口割」とし、残りの3分の2については、「関係市補助対象病院数割」で負担しようとするものである。この「補助対象病院数割」について、現在の対象病院数で申し上げると、当市の負担割合が7分の2、

西条市の負担割合が7分の5となり、これらの変更に伴い平成19年度から当市の負担額が約380万円減額となる見込みである。次に、2点目としては、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改めるもので、関連する条項等について所要の条文整備を行なおうとするものである。なお、本議案については、西条市においても同一内容の議案を御審議いただき、議決が得られたものをそろえて、県知事の許可に付するという手順になっている。

次に、議案第92号新居浜市合併振興基金条例の制定について。本件は、合併後の地域間の交流を促進し、市民の連帯の強化及び地域振興に資することを目的とした新居浜市合併振興基金を設置するための条例を制定しようとするものである。後ほど説明するが、関連の補正予算を計上している。

次に、議案第97号から議案第102号の予算議案について。(別添資料「平成18年度12月補正予算案の概要」に沿って説明。)今回の補正予算は、障害者支援施設整備事業、新居浜駅菊本線改良事業等の単独事業、西町中村線改良事業等の公共事業のほか、合併振興基金積立金、愛媛県後期高齢者医療広域連合費等の施策費など、8億6,937万7千円を追加するものあり、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ418億8,110万8千円とするものである。これを前年同期と比較すると19億4,614万1千円、4.4%の減となっている。一般会計補正予算の主な事業について説明する。単独事業では、「障害者支援施設整備事業」800万円の追加。これは、現在、知的障害者の作業所として運営されている「わかば第2作業所」の施設整備について、国庫補助内示が得られたことから、「新居浜市老人福祉・心身障害者施設整備費補助金交付要綱」に基づき、施設整備費の一部を助成するものである。次に、「新居浜駅菊本線改良事業」2億4,700万円の追加。これは、西町中村線改良事業と駅前土地区画整理事業を含めた、交付金対象事業の運用改善を図ることにより、事業推進を図るものである。単独事業は、これらの事業で2億5,699万7千円の増となっている。次に、公共事業の「西町中村線改良事業」については、同じく交付金事業の運用改善によるものであり、事業の進捗状況などから事業費1億1,900万円の減額をするものである。次に施策費について。まず、「合併振興基金積立金」6億2,000万円。合併特例債を活用し、平成20年度までの3年間で18億4,600万円の基金を造成するものである。次に、「愛媛県後期高齢者医療広域連合費」370万5千円の追加。これは、老人保健法改正に伴い設置が義務づけられている、愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立準備に係る経費を、県内20市町で負担するものである。「企業立地促進対策費」については、今年度分は、10社12件で3億2,348万円となり、2億7,348万円を追加するものである。次の「青少年育成強化費」は、9月議会で設置した「こども夢未来基金」を活用し、子どもからの提案により、防災の重要性と命の尊さを伝えていくためのリーダー研修を行うものである。施策費はこれらの事業で9億545万2千円の増となっている。この他、経常経費については、過年度支出金、住宅管理費などの他、人事異動等による人件費の補正等で1億7,407万2千円の減額となっている。これらを賄う財源は、市税、国庫支出金、繰入金、諸収入、市債で措置をしている。今回の補正により、財政計画総額420億9,577万8千円に対しまして、99.5%を予算化したところである。次に、特別会計補正予算について。まず、渡海船事業特別会計については、人事異動等に伴い人件費を23万

7千円追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,279万3千円とするものである。次に、公共下水道事業特別会計については、人事異動等に伴う人件費、946万1千円の減額及び、建設事業費における人事異動等による人件費の調整に伴う事務費の組替と補償費の減額に伴う組替であり、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ58億5,152万2千円とするものである。次に、国民健康保険事業特別会計については、人事異動等に伴い、人件費を675万4千円減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ131億5,057万3千円とするものである。次に、老人保健事業特別会計については、人事異動等に伴う人件費及び平成17年度事業の精算に伴う償還金など、3,350万1千円を追加するもので、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ154億1,367万8千円とするものである。次に、介護保険事業特別会計については、人事異動等に伴う人件費など、3,250万9千円の追加であり、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ90億8,993万8千円とするものである。

(福祉部長)

福祉部からは、議案第88号、議案第93号、議案第94号の3件。まず、議案第88号愛媛県後期高齢者医療広域連合の設立について。本件は、平成20年4月から75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度が創設されることとなり、愛媛県においても全市町が加入する広域連合を設立し、後期高齢者医療制度の運営を行うため、地方自治法第284条第3項の規定に基づく広域連合を設立するにあたり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。広域連合の規約の内容について説明する。第1条については、広域連合の名称を「愛媛県後期高齢者医療広域連合」とするもの。第2条は、広域連合を組織する地方公共団体を定めるもの。第3条は、広域連合の区域を定めるもの。第4条については、広域連合の処理する事務を定めるもの。なお、このうち、「別表第1」に記載している事務については、関係市町において行うこととしている。第5条については、広域連合の作成する広域計画の項目を定めるもの。第6条については、広域連合の事務所の位置を定めるもの。第7条については、広域連合の議会の組織を定めるもので、議員定数を26人とし、関係市町の長若しくは助役(副市町長)又は議会の議員により組織することとしている。第8条については、広域連合議員の選挙の方法を定めたもので、各関係市町の議会において選出することとしている。なお、定数は、「均等割定数」として、各市町から1名を選出し、また、「人口割定数」として、松山市で3人、今治市、新居浜市、西条市はそれぞれ1人の合計6人を均等割定数に加えるものとしている。第9条については、広域連合の議員の任期を定めたもので、当該関係市町の長若しくは助役(副市町長)又は議会の議員としての任期としている。第10条については、議会の議長及び副議長について定めたもの。第11条については、執行機関の組織を定めたもので、広域連合に広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者1人を置くこととしている。第12条については、執行機関の選任の方法を定めたもので、広域連合長は、関係市町の長が投票により選挙することとしている。第13条については、執行機関の任期を定めたもので、広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期とすることとしている。第14条については、補助職員を定めたもので、広域連合に必要な職員を置くこととしている。第15条については、選挙管理委員会について、委員の定数、選任方法、任期を定めるものである。第16条については、監査委員について、委員の定数、選任方法、任期を定めるものである。第17条については、

経費の支弁の方法について定めたもので、広域連合の運営に必要な経費は、関係市町の負担金、事業収入、国及び県の支出金及びその他の収入をもって充てることとしており、関係市町の負担割合については、「別表第2」のとおりとしている。附則第1項については、この規約の施行期日を愛媛県知事の許可のあった日からとし、会計管理者に係る規定については、施行日を平成19年4月1日からとしている。附則第2項から第5項までについては、この規約の施行に係る経過措置を定めたものである。

次に、議案第93号新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について。この一部改正条例は、障害者自立支援法の施行及び身体障害者福祉法等の関係法令の一部改正に伴い、新居浜市総合福祉センター、新居浜市心身障害者福祉センター及び新居浜市立知的障害者更生施設（くすのき園）の3施設における事業等について、法律の適用関係に変更が生じたことによる所要の条文整備を行うため、各施設の設置及び管理条例を一括して改正するものである。まず、第1条の新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてである。総合福祉センター設置条例第3条の「事業」については、第4号の障害児通園事業を、これまで児童福祉法に基づき実施していたが、障害者自立支援法の施行に伴い、適用法令を変更し、障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業として、継続して実施するものである。次に、第5号の老人デイサービス事業については、現在の実施している事業内容が老人福祉法の規定から外れたことから、単に老人デイサービス事業とするものである。次に、第2条の新居浜市中心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部改正について。第3条の「事業」については、第1号の身体障害者デイサービス事業を、障害者自立支援法における「生活介護」及び「自立訓練」を行う事業として位置づけ、これまで実施してきた事業を継続して行うため、所要の条文整備を行うものである。次に、第4条の「使用者の範囲」については、第1号の使用者の範囲を障害者自立支援法に基づく利用となるため、同法に規定する障害者と定義し直し、また、第3条において、号の追加を行ったことによる号のずれが生じたため、条文整備を行うものである。次に、第3条の新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例の一部改正について。第1条の「設置」については、障害者自立支援法の施行に伴い、知的障害者福祉法が改正され、適用条項が削除されたため、条文整備を行うものであるが、障害者自立支援法において、旧法施設（知的障害者福祉法）から障害者自立支援法の新法施設への移行に5年間の経過措置が設けられており、移行までの間、改正前の知的障害者福祉法の規定を適用するものである。第3条の「事業」については、第1号の知的障害者更生施設支援について、経過措置期間中においては、改正前の知的障害者福祉法の規定を適用するため、また、第2号及び第3号については、これまで別々の法律で規定されていた知的障害者短期入所事業と児童短期入所事業を、障害者自立支援法の規定による短期入所事業として統合するため、条文整備を行うものである。また、第5条の「入所資格」についても、障害者自立支援法の施行により第1号が旧法の知的障害者福祉法の適用となるため、また、第2号と第3号が障害者自立支援法の規定により統合されるため、また、第4号から第6号までは、緊急やむを得ない場合に措置をする規定となっているが、それぞれの適用法令によって規定し直すものである。次に、第8条の「使用料」については、施設入所や短期入所の場合の基準額と代理受領の場合の利用者負担額を公の施設の使用料として規定しているものである。これまで知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき規定していた内容を障害

者自立支援法に基づき規定し直すものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用したいと考えている。

次に、議案第94号新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、本条例のうち、保育園の名称及び位置を示す別表の中から「新居浜市立八雲保育園」の項を削るものである。公立保育所の民営化については、今年5月に基本方針（案）を策定し、保護者・保育士等への説明会及びパブリックコメントなどを実施した。この中でいただいた意見等を踏まえ再度検討し、11月に「新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針」を策定したところである。この基本方針に基づき、平成20年4月1日付で八雲保育園を民間移管することに伴い、同日付で八雲保育園を新居浜市立保育所から削除しようとするものである。今回の改正により、平成20年4月1日付の八雲保育園の民間移管に向けての、移管先団体の公募・決定等の諸手続きを進めていく。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

（経済部総括次長）

議案第89号新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例の制定について。本件は、平成18年10月1日に道路運送法が一部改正され、根拠法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うためのものである。改正内容は第1条中「第80条第1項ただし書」を「第78条」に改正しようとするものであり、なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

（市民部長）

議案第91号新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、本条例中第5条第2項に規定する戸籍事項の証明に係る手数料を免除する者を新たに追加しようとするものである。まず、第1条による改正については、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律が12月1日に施行されたことに伴い、同法第33条の規定により、財産に対する罪等の犯罪行為により財産的被害を受けた者及びその一般承継人の戸籍事項について無料で証明を行おうとするものである。次に、第2条による改正については、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律が平成19年1月1日から施行するのに伴い、同法第72条の規定により、ベルギー社会保障法令の適用を受ける者、ベルギー社会保障法令の適用を受けたことがある者又はベルギー年金の受給権者であって日本国の国籍を有する者の戸籍事項について無料で証明を行おうとするものである。改正の内容としては、第5条第2項に「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第33条の規定に該当する者」、及び「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第72条の規定に該当する者」の2号を加えようとするものである。なお、本条例の「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に係る戸籍事項の無料証明については公布の日から、「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」に係る戸籍事項の無料証明については平成19年1月1日から施行したいと考えている。

（消防長）

議案第96号新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、地方公務員災害補償法の改正により、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め

る政令」の一部が改正されたことに伴い、新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定しようとするものである。改正の主な内容であるが、現行、第9条の2第2項各号に規定している介護補償の支給月額については、規則で定めることとし、また、障害等についての規定について別表第2から別表第4までを削り、新たに規則で定めることとし、非常勤職員に対する公務災害補償制度との均衡を考慮して、機動的な対応を図ろうとするものである。また、これらの改正に伴い、所要の条文整備、用語の整理等、政令の改正に準じた改正を行おうとするものである。この条例は、公布の日から施行したいと考えているが、改正後の規定については、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとしている。

(水道局長)

議案第103号新居浜市水道事業会計補正予算について。今回の債務負担行為は、水道料金等滞納整理業務委託料として、平成18年度から20年度までの期間、限度額を6,600万円として支出予定で提出するものである。水道料金等滞納整理業務は、水道料金及び下水道使用料の滞納整理業務を民間に委託し、未収金の安定、かつ持続的に収入を確保し、滞納額の縮減を図り徴収率の向上を目指すものである。

市長 企画部長。議会への会派説明の状況はどうであったか。

企画部長 会派説明は、平成18年度12月補正予算(企画部)、新居浜市立保育所の民営化(福祉部)、後期高齢者医療制度(福祉部)、中・高校生海外派遣事業実施内容の変更(教育委員会事務局)、そして水道料金等滞納整理業務委託の実施(水道局)の5件について説明を行った。そのような中で、まず、12月補正予算については、新居浜駅前土地区画整理事業から交付金約2億円を西町中村線改良事業へ移すことについて、「新居浜駅前土地区画整理事業の総事業費が減額となるのかどうか。」との質問があったが、「今回は交付金の運用活用であり事業の進捗状況に合わせて事業ごとに整備を進めており、新居浜駅菊本線改良事業については用地買収や工事を促進し当初の開通予定を早める。」とお答えし、概ねのご理解をいただいたと思っている。また、「新居浜駅前土地区画整理事業については、今后来年度分を合わせて精査をしていく。」とお答えし、これから事業推進の上で建設部と財源の確保・配分等について協議していかなければならないと考えている。次に、保育所の民営化については、各会派により考え方が異なるが、「現在の保育士の不安解消を優先的にすべきでないか。」、「パブリックコメント等での市民の意見を尊重しなければならない。」などのご意見があり、「保護者説明会、三者懇談会、引継ぎ保育等を通じて円滑な移管を目指して参りたい。」とお答えした。なお、条件整備の面では、民営化後新たな修繕が必要とならないようにしなければならないと考えている。次に、後期高齢者医療制度については、住民負担など不透明な点が多い中で、「できる限り早く、事業全体を明確に把握するように。」とのご意見があった。中・高校生海外派遣事業については、派遣対象を中学生に限定するとともに、アメリカのフランクリン市との相互交流を実施するとの内容変更であるが、中学生が望む英語圏への派遣ということで特にご意見はなかつ

た。次に、水道料金等滞納整理業務委託については、下水道料金を合わせた滞納整理業務の委託であるが、平成15年、最高裁判所において、水道供給契約によって供給される水は、民法第173条第1号に定める消滅時効期間は2年間との判決がなされ、従来の5年間から大きく短縮されることになり、従来どおりの滞納整理の手法では徴収率の向上を図ることが厳しい環境となったため、業務に精通し、豊富な経過と技術を有し、柔軟な対応ができる民間業者に委託しようとするものであり、それなりの成果が上がるものと説明した。

市長 水道局長。水道料金等の滞納整理業務委託については、かかる経費と収納額で釣り合いがとれないのではないかと疑問視する声もあるが。

水道局長 ある会派では後で再度説明させていただいた。徴収率、収納額で大変厳しい目標値を設定しているのは事実であるが、他市の事例、実績を説明し、一応はご理解いただいている。なお、「公正公平の観点から実施すべきである。」とのご意見もいただいた。

市長 委託期間は2年間なのか。

水道局長 委託期間は平成19年3月から21年2月までの2年間で、委託料は6,600万円（債務負担行為限度額）、そして過年度滞納分だけで8,600万円の収納を見込んでいる。実績払いでとのご意見もあるが、将来の展望もあり、また、業務の内容からしても問題があると考えている。

市長 福祉部長。保育所民営化の保護者説明会はどのような状況なのか。

福祉部長 1月22日に八雲保育園、24日に南沢津保育園で実施した。八雲保育園では50人程度の参加であったが、「12月議会に新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部改正の議案を上程し、来年3月に移管法人候補者の決定、平成20年4月に民間に移管するというスケジュール、進め方は早すぎる。スケジュールの延期を求める。」という声が非常に多かった。また、「保育士が全員替わることの影響が懸念される。臨時保育士の8割程度は移管先法人に雇用していただけるよう募集要項に明記してほしい。」とのご要望があった。これについては、「8割程度と募集要項に明記することはふさわしくないと考えている。できる限り正規保育士として雇用してもらいたいとの表現にとどめたい。」とお答えした。移管にあたり、修繕、工事を予定しているが、「小・中学校と異なり夏休みなど長期休業がなく通園中の工事になるため、子ども達の安全に十分配慮するとともに負担にならないようにしてほしい。」とのご意見、また、「民間移管にあたっての条件等の話をしているが、内心は民間移管は反対である。こういう保護者の声を市長に届けてほしい。」とのご要望があった。南沢津保育園では、約60人ぐらいの出席で、「5月に説明を受けた民営化方針案と何も変わっていない。」、あるいは八雲保育園と同様に「12月議会に条例改正の議案を上程することは早すぎる。もっと、話し合いの時間を持ってほしい。民営化の時期を延長してほしい。」とのご意見があった。南沢津保育園は、財政問題、新居浜市全体の財政事情などの質問が多かったように思う。また、「ある議員さんから財源不足という市

の説明は間違いである。お金はある。」という話を聞いたが市か議員さんかどちらが嘘をついているのか、という質問もあった。八雲保育園と南沢津保育園の違いは、八雲保育園は最初の民間移管ということで詳細な移管措置についての質問等が主であり、南沢津保育園では5月の段階と同様に原則民営化反対という意見と、具体的な要望とがあいなかばするという状況であった。なお、本日27日に中萩保育園、28日に新居浜保育園、そして30日に子どもがまんなかネットワークの説明会を予定している。

市長 保育所の民営化は、いよいよ条例改正の議案上程という段階まで来た。民営化のスタートは平成14年の行政改革大綱であり、財政難である、お金が有る・無いとかいう問題ではない。しなければならないことはしなければならない。民営化のことを書いたある文献の中に、サービス、コスト、プロセスという言葉があり、民営化によりサービスはどうなるのかということについては、市としては「公立であれ私立であれサービスは変わらない。私立でも良い保育ができるし、また延長保育等を義務付けるためサービスは向上する。」というのが基本である。コストについては、「公立保育所運営に要する一般財源、市民の負担を下げるができる。」、つまり、サービスを上げてコストを下げるということでは問題はない。最後のプロセスについては、進め方、移管の仕方など議論が出てくるところではあるが、市民の皆様の声を聞いて基本方針を決定したわけであり、今後は、この方針で保護者、議会にご説明し、同意を得られるように努力するということである。1月に移管法人候補者の公募を開始することが早いという声があるが、逆にいえば、早く移管先を決定して移管期間を丸1年間かけましょう、移管のプロセスを丁寧にしましょうとの意思の表明である。他市では移管先の決定から移管まで6か月ぐらいというパターンが多いが、その期間を1年間かけることが本市の特徴であり、その間に移行時の問題を解消しようとするものである。市民の方から質問等があればこの辺りをよく説明していただきたい。保育所の民営化は、全職員あげて取り組んでもらいたい。

何か他に質問等はないか。ないなら、次の議題に移る。

## (2) 議会答弁課題の進捗状況について(関係部局)

市長 答弁課題の進捗状況についてであるが、今回は、進捗が芳しくない課題を中心に報告願いたい。企画部から願います。

<企画部から順番に、別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明>(報告省略)

市長 経済部。1番の別子山の「定住促進策」で、1人が木材センターに就職したとのことだが、単身者か。また、現在インターンシップしている1人の方も単身者か。

経済部総括次長 両者とも単身者です。

市長 別子で1人でも就職し、活性化推進住宅に入居したことはニュースである。ところで、学校に体験入学する親子2組は、市内の子どもか。また、冬休みに体験入学とは、どういうことなのか。

経済部総括次長 香川県の善通寺市の親子で、別子の子ども達と一緒に遊び、交流するということである。

市長 答弁課題の進捗状況について質問等はないか。ないなら、本日の議題については以上で終了する。何か連絡事項はあるか。

## 2 連絡事項

企画部長 市制70周年記念はがきの販売状況について。市の販売目標は3万枚であるが、現在2万8,360枚売れており、残数は1,640枚となっている。販売開始からまだ1週間しか経っていないため、もう少し売らなければならないと考えている。まずは、皆様のご協力をいただき、順調に売れていることを報告させていただく。

市長 他に連絡事項はないか。新聞で読んだが、西条市丹原町の柿が、今月中旬に降ったひょうによって甚大な被害を被り、西条市の職員や県職員がボランティアで柿の摘み取りを行うということである。西条市は、平成16年の災害時に多くの市職員が復旧作業に従事いただいております。今回は本市でも職員のボランティアを募ってお手伝いできないものかと思う。総務部長、検討をお願いします。

他に連絡事項はないか。ないようなら、これで第11回庁議を終わる